

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立新条小学校

令和5年4月

目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	1
1 いじめの定義	
2 基本理念	
第2章 いじめ防止等に関する取り組み	2
1 いじめ防止等の対策のための組織の設置	
2 いじめの防止等に関する措置	
第3章 重大事態が発生した場合の対応	10
1 重大事態の意味	
2 重大事態の報告	
3 調査結果の報告及び提供	
第4章 その他	11
1 あらゆる可能性を考える	
【別添資料】	
1 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート	
2 いじめ事象生起時の対応について	
3 ネット上のトラブルへの対応	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

今日的不いじめに対するとらえ

・“閉じた” 集団の中でのいじめ

近年のいじめの特徴として、普段一緒に行動しているグループや部活動の仲間など、ある一定の人間関係があるグループや集団の中でいじめがおこることがあげられる。このグループや集団は外に対して“閉じた”状態にあり、その中での出来事は、その他の子どもや大人には見えにくく、一見すると遊びやふざけあいとしか見られないため、いじめの発見がおくれ、事態を深刻化させてしまう危険性がある。また、いじめの加害・被害の関係も固定化されたものでなく、ふとしたきっかけで加害・被害が入れ替わるため、グループ内でいじめがおこった際に、周囲からのいじめをやめさせようとするはたらきが弱く、逆にいじめに加担したり、傍観したりする場合も見られる。

・インターネット・SNS等を介したいじめ（ネット上のいじめ）

スマートフォンなどの高機能情報端末の普及により、インターネットや、LINE・Twitterなどに代表されるSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を介したいじめが数多くおこっている。また、加害・被害の当事者でのトラブルやいじめが、インターネットやSNSによって広がり、深刻化する事例もでてきている。

インターネットがもつ特性から、ネット上のいじめは、不特定多数の人々から、即座に、さまざまな形でいじめを受けることにつながり被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きくなる。また、SNSのグループ内でのやり取りなどは、周りの大人にとって、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがある。

さらに、インターネットやSNSではメールやメッセージなどを通じてやりとりをするため、面と向かったの会話に比べて相手の意図を理解しづらく、表現などで

誤解を招きやすい傾向がある。そのため、コミュニケーション能力を育てていく途上にある子どもたちにとっては、問題がより複雑になり、いじめの解決が難しくなる場合が多く見られる。

2 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら進んで学び合い、共に支え合う子どもを育てる」を学校教育目標としており、生活指導目標を以下の3つとしている。

- ① 基本的な生活習慣や学習習慣を身につける
- ② 健全な心や体に育つよう指導する
- ③ 仲間意識を育て、楽しい学級（学校）をつくる

また、人権教育の視点からも、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

第2章 いじめ防止等に関する取り組み

1 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称

「いじめ・不登校・虐待問題対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当者、各学年生指、養護教諭、
必要に応じて対象児童の学年主任・担任、および外部専門家

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめ防止の基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、道徳を含む各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

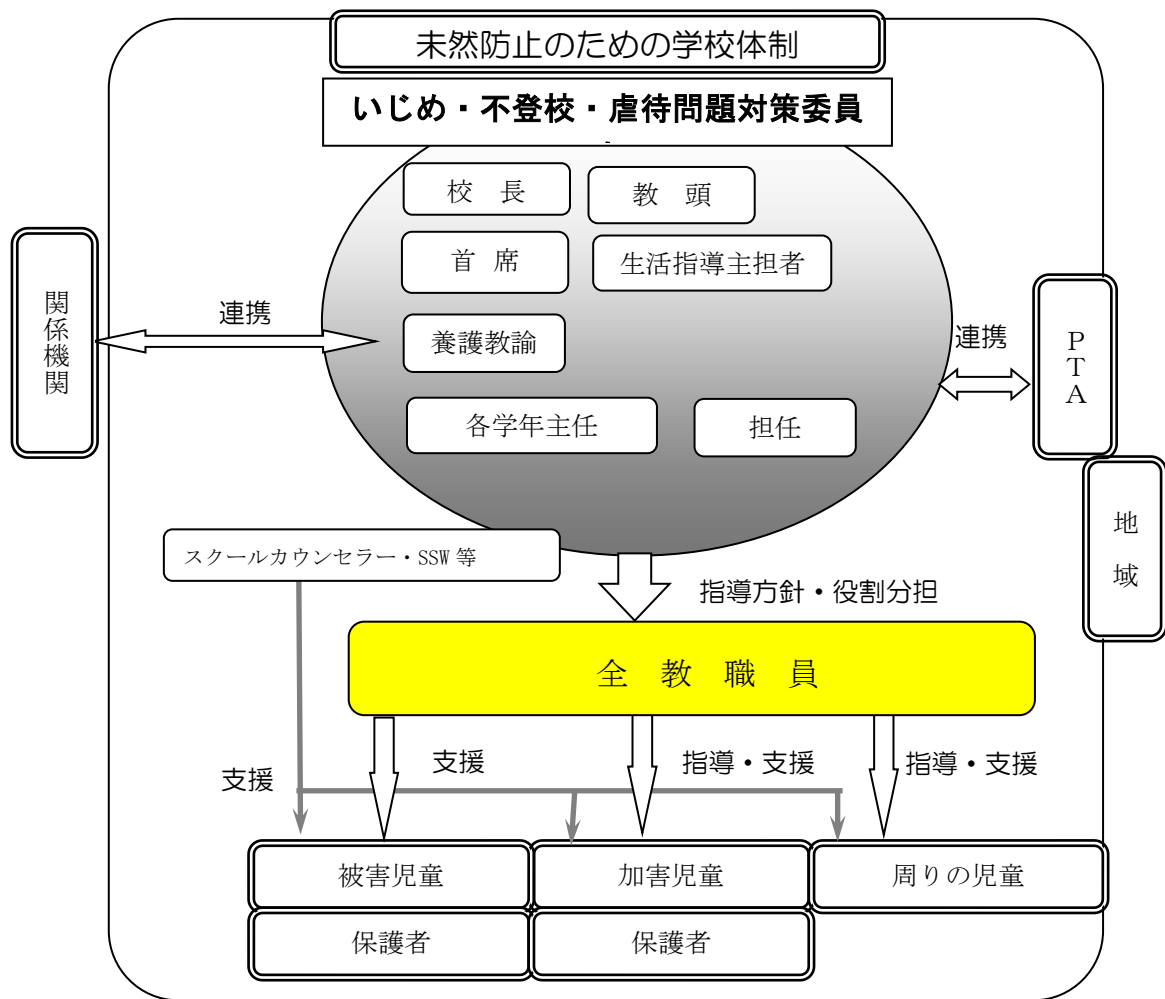
特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する。

そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(2) いじめ未然防止のための指導体制

いじめ問題を根絶するためには、未然防止につとめることは不可欠である。日常生活の中で生起するさまざまなトラブルは、自力で解決できる場合もあれば、いじめ問題へと発展することもある。児童が直面している状況を十分把握し、日頃から未然防止に努めることが大切である。

また、いじめ問題は必ずしも最初から顕在化するわけではない、と捉え、長期欠席についても、その原因や背景について十分把握することが大切である。



(3) いじめの防止のための措置

ア： 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員は、研修を積み重ね、児童の身の上で起こっているさまざまな状況を通して、いじめ問題を見逃さないようにすることが大切である。また、常に情報共有につとめ、常に集団指導体制で臨むことが大切である。さらに、保護者との連携も密にし、学校生活での様子だけで判断するとこなく、家庭での状況も加味しながら総合的に判断することを大切にする。

児童に対しては、安心して相談できる体制をとることが大切である。学級担任が未然防止の中心であるが、すべての教職員が集団指導体制で取り組むことを基本とする。学級担任以外にも相談できる教師がいる常態を実現するため、まず、学年単位で、学級担任が相互に連携し、日頃から指導にかかわるなどして、児童との関わりを密にすることを大切にする。また、児童会活動においては、学級や学年が横断的、縦断的にまたがるため、さらに多くの教職員がかかわる機会となっている。児童には、教職員すべてが、いつでも相談に乗ることが可能であることを伝えていきたい。

イ： いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが大切である。

そのために、日頃から授業を大切に、学習活動の場面で、自分の意見を表現することや、他人の意見を尊重することができるよう授業を改善充実させることを大切にしたい。そして、特別活動を通じて、望ましい集団を形成し、自他を尊重できる児童に育てていくことを目指す。

ウ： いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校における生活は通常学級を単位として営まれることを踏まえ、相互の人間関係が常に対等なものであることを基本とする。一部の児童が、自分の主張のみを通して、他がそれに追従するような状況を許さない、そんな学級集団を形成することが最も重要である。まずは、分かりやすい授業づくりを進めることが基本となる。学習活動は、学校生活の中で最も中心となり、ここでの児童の参加態度が、集団における人間関係を色濃く反映されているものと捉えたい。それゆえ、毎日行われている授業において、それぞれの児童が、主体的に参加できる学習活動の実現を目指すことを大切にしたい。

次に、児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学級活動をはじめとする特別活動を充実させることを大切にしたい。児童のよさは、さまざまである。各種の活動や、いろいろな行事に取り組む中で、それぞれのよさが輝き、望ましい集団が形成されることで、児童相互の関係も望ましいものになることが期待できる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員は研修につとめ、さまざまな角度から児童の実態を把握分析することが大切である。また、教職員は常に感性を磨き、指導者としての知識・見識を磨かなければならない。

エ： 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、児童自身が自分のよさに触れる機会を大切にしたい。自己有用感は、集団における自分の役割を果たし、それを承認される経験を通して育まれることから、学級・学年および学校全体におけるさまざまな活動では、可能なかぎり児童に役割を分担しながら運営することとしたい。また、自己肯定感は、成功体験を積むことで育まれることから、学習活動を中心として、指導を積み重ねることが大切である。当然のことながら、常に成功ばかりとは限らないので、失敗体験は失敗のまま放置せず、次への意欲を喚起し、スモールステップを踏みながら、一步一步前進向上するよう指導することが大切になる。

オ： 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、まず、自分たちの身の回りのことに関心を持つことを指導したい。そして、いろいろな事象のなかに、

いじめにつながることはないか、注意深く考えることを指導したい。加害者になることも被害者になることもいけないことである、という指導が基本になるが、それだけでは不十分である。扇動することも加害者同様にいけないことであることや、傍観者になることも、間接的にいじめを助長することにつながることを理解させたい。周りの児童についても、自分のことのように感じられる感性を育てることが大切である。

(4) いじめの早期発見の基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しかったりなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。日々の授業態度や休み時間の様子などから、児童間の人間関係の変化を感じ取り、その原因や背景についても日頃から追究することが求められる。また、教職員相互の情報共有についても、十分配慮し、児童の状況については、一面的になることなく、多面的総合的に把握できるよう努めなければならない。

(5) いじめの早期発見のための措置

ア： 実態把握の方法として、定期的なアンケートは各学期1回とする。このアンケートは、生活に関する項目で構成されているので、直接的にいじめを発見できるとは限らない。従って、アンケートの記述と日常における学校生活とを考え合わせて判断することが大切である。

教育相談としては、児童が相談しやすいように、学級担任を中心としながらも、教職員全体で組織的に対応していくことが求められる。そのため、日頃から担任以外の教師、主には学年の教師が機会を捉えてかかわるようになるなど、児童が相談できる教師を増やすための工夫を怠らないようにする。

イ： 保護者と連携して児童を見守るため、連携を密にし、学校と家庭の双方で早期発見に努めることとする。そのために、年間の計画に位置づけられている家庭訪問や個人懇談会を有効に活用するとともに、必要に応じて情報共有をおこなうこととする。

ウ： 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学級担任を中心としながら、すべての教職員が相談を受けるものとする。学級、学年の担任が最も相談を受けやすい立場にあるが、年度がわりの時期は、元担任などの立場のものも相談を受けられることもある。これらの状況を踏まえて、相談を受けた者が、直ちに学級担任等と情報共有し、学校の問題として迅速かつ誠意ある対応が

できる体制であることが求められている。

エ： 学校からの広報紙等を通じて、いじめに関する相談を随時受け付けていることを周知する。そして、いじめ・不登校・虐待問題対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

オ： 教育相談等で得た児童の個人情報については、適切に取り扱うこととする。その対外的な取扱いについても、必要に応じて本人や保護者の了解を前提とする。特に、対外的な取扱いに関しては、事実を正確に認定することが必要で、伝聞や推測に基づいた情報と事実に基づいた情報を混同しないものとする。

(6) いじめに対する迅速な対応の基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にいたりする場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」を参考にして、外部機関とも連携する。

(7) いじめ発見・通報を受けたときの対応

ア： いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

イ： 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

ウ： 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。
エ： 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行い、事実を正確に把握するものとする。

オ： いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(8) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

ア： いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ・不登校・虐待問題対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

(9) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

ア： 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

イ： 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ： いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て組織的にいじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。

(10) いじめが起きた集団への働きかけ

ア： いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けて

いる児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

イ： いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

(11) ネット上のいじめへの対応

ア： ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

イ： 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

ウ： また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(12) 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校・虐待問題対策委員会は、各学期に（年3回）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。生徒指導部会は、毎月実施し、各学

年の状況についてについて情報共有するものとする。

(13) 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立新条小学校 いじめ防止等に関する年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 職員会議での共通理解
5月	情報収集により把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭での様子伺い 校外学習（集団づくり）	情報収集により把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭での様子伺い 校外学習（集団づくり）	情報収集により把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭での様子伺い 校外学習（集団づくり）	学年会での話し合い 必要に応じてケース会議 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
6月	児童会行事 生活アンケートの実施	児童会行事 生活アンケートの実施	児童会行事 生活アンケートの実施	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
7月	保護者懇談会でお互いの情報交流 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会でお互いの情報交流 （家庭での様子の把握）	非行防止教室 保護者懇談会でお互いの情報交流 （家庭での様子の把握） 宿泊学習（集団づくり）	教職員間による公開授業週間 アンケートの分析と確認
9月	必要に応じて個人面談	必要に応じて個人面談	必要に応じて個人面談	教育相談週間
10月	運動会 （集団づくり） 生活アンケートの実施	運動会 （集団づくり） 生活アンケートの実施	運動会 修学旅行（集団づくり） 生活アンケートの実施	第2回委員会（状況報告と取組みの検証）
11月	音楽会	音楽会	音楽会	アンケートの分析と確認
12月	保護者懇談会でお互いの情報交流 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会でお互いの情報交流 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会でお互いの情報交流 （家庭での様子の把握）	教職員間による公開授業週間
1月	生徒指導全体会 （職員向け）	生徒指導全体会 （職員向け）	生徒指導全体会 （職員向け）	第3回委員会（年間の取組みの検証）
2月	情報モラル学習 （児童・保護者向け）	情報モラル学習 （児童・保護者向け）	情報モラル学習 （児童・保護者向け）	
3月	生活アンケートの実施 修業式	生活アンケートの実施 修業式	生活アンケートの実施 ケイタイ安全教室 修業式・卒業式	アンケートの分析と確認

第3章 重大事態が発生した場合の対応

近年、いじめにより、子どもの生命や安全、または財産に関わる重大な事態が全国的におこっている。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認し、原因と課題を明らかにして、同じことが繰り返されないことがないように、対策を講じることが必要である。

そのため、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要であると考える。

1 重大事態の意味

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○生命、心身または財産にかかわる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例) ・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

2 重大事態の報告

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）。

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

3 調査結果の報告及び提供

学校が主体となって調査を実施した場合はその結果を速やかに市教育委員会を通じて市長に報告をする。また、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係などについて説明する。

第4章 その他

あらゆる可能性を考える

- (1) いじめ問題が、潜在化したり長期化したりする背景は、単純ではない。それだけに学校が把握した段階では、すでに重大事態に陥っていることも考えられる。たとえば、長期欠席の児童がいじめで悩んでいることも含めて、あらゆる可能性を検討しながら対応することが必要である。

- (2) 保護者との連携を密にすることは、前述のとおりである。しかしながら、場合によっては、保護者とも連携を密にすることが難しいこともある。学級担任だけでなく、保護者との連携を密にするため、日頃から家庭の状況の把握につとめ、学校としての体制を整えておく必要がある。

- (3) 問題行動があった際には、別紙問題行動チャートを参照しながら対応していく。